全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5034	5034014	2	G12	z05001	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。		(社)日本損害保険協会	14	A	自動車盗難対策の強化②	②インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	中古車の不正流通を阻止する対策を実施することで、我が国における自動車盗難を減少させ、約1000億円を超えると推定される社会的損失を抑える効果が期待される。	2005年(暦年)の自動車盗難件数は46,728件となった。減少幅は前年の8.5%減から拡大し20.4%となったことから、6年ぶりに50,000件を下回ることができた。 しかしながら、自動車盗難の被害額は年間1,000億円を超えると推定され、これらの資金が犯罪組織の資金源になるなど、自動車盗難は重大な社会的の問題であることに変わりはなく、また発生件数もひき続き高水準で推移している。 また、自動車盗難犯罪が、盗難実行、偽造・改ざん・保管、移送、販売(国内・海外)など巧妙に組織化された窃盗団により遂行されていることも憂慮される状況であると考えている。昨今の検挙事案からも窃盗団は数百台から千台の自動車を盗み、数億から十数億円相当の不当な利益を上げているといった自動車盗難ビジネスの実態が報告されており、自動車盗難が魅力のあるビジネスとして窃盗団の資金源となっている実態を踏みると、これまでの自動車盗難対策に応じて頭頭に減少傾向を示してきではいるが、今後の推移については決して楽観できないと考えている。 このような状況の中で、盗難自動車や車上ねらいにおけるカーナビゲーションシステムやカーステレオの流通を阻止することは盗難自動車などの盗品を資金化する手段を制限する有効な対策であると考えている。 1. 2005年7月1日から実施された①中古自動車にかかる旅具通関の廃止、②輸出抹消仮登録証明書等の原本提示の義務付けおよび税関における証明書等の原本と現車との対査確認の実施については、窃盗団による業務通関を通じた盗難車の不正輸出を困難とし自動車盗難件数の減少に大きく寄与した。このような不正輸出手段の絞込みは有効な対策ではあるが、自動車盗難をビジネスとする窃盗団はよりチェックがゆるい不正輸出の手段を用いて盗難自動車の不正輸出を繰り返すことが想定される。 このような観点から、今後はコンテナー通関に対する確認の強化が課題となると考えている。具体的な検挙事例を見ても、2005年7月に埼玉県警は内陸部のコンテナヤードで盗難自動車をコンテナーに積み込み、港に移送し、盗難車を海外に不正輸出した窃盗団を検挙している。また、2006年2月に警視庁は通関手続きをしたコンテナから、イモビライザーを装備した車を含む盗難車39台を発見している。【以下「その他(特記事項)欄に続く】	①関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナー扱い) ②古物営業法第21条の3(申告)	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省 警察庁	【要望理由欄の続き】 このようにコンテナーを利用した不正輸出が実行されており、この求まコンテナーに対する対策の強化を怠れば、コンテナーが盗難自動車の不正輸出の温床となりかねず、コンテナー内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となると考えている。 しかしながら、大量に輸出されているあらゆるコンテナーの貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による絞込みを行ったうえで、コンテナーX線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナーについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナー内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導することで、大幅な改善が図られる。 2. インターネットオークションに、車検証が備わっていなかったり、車台番号のない自動車が出品されていることがある。インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことからも、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加してくることが予想される。 そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須であると考えている。 警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオークションサイトの運用を改善するよう指導されているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要があるとされている。
5057	5057165	2	G12	z05001	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。		(社)日本経済団体連合会	165	A	自動車盗難対策の強化②	自動車盗難を減少させるべく、中古車の不正流通を阻止する対策を実施すべきである。 ②インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止(古物営業法21条の3の申告義務違反に対する行政処分・罰則の制度化)	(＊)インターネットオークションは不特定多数の個人が取引を行っており、売買の主体が見えにくいシステムである。そういったことからも、盗難自動車やカーナビゲーションシステムなどの盗品の不正流通経路としてインターネットオークションを利用するケースが今後増加してくることが予想される。そういった状況の中でインターネットオークション事業者がサイトに盗品が混入しないように管理を強化し、盗品の流通を阻止することは事業者の責任として必須である。警察庁では、古物営業法第21条の3の規定により、古物競りあっせん業者に対して、盗難自動車の流通防止のため、インターネットオクションサイトの運用を改善するよう指導されている旨聞いているが、盗難車や盗品がインターネットオークションで流通されないような手段を講じる必要がある。	①コンテナーを利用した不正輸出が実行されており、このままコンテナーに対する対策の強化を怠れば、コンテナーが盗難自動車の不正輸出の温床となりかねず、コンテナー内に盗難自動車が紛れ込んでいないか厳重に確認することが効果が高い対策となる。 しかし、大量に輸出されているあらゆるコンテナーの 貨物をすべて盗難自動車の確認のためにチェックすることは極めて困難であることから、仕向地や輸出業者による絞込みを行ったうえで、コンテナーX線検査装置が配備されている港においては同装置による検査を強化する方法が考えられる。また、特に内陸部で積み込まれるコンテナーについては施封後は開封ができないことから、施封前にコンテナー内の貨物をチェックすることで不正輸出を防止する効果が見込まれる。このようなケースに対しては、出航地(港)や仕向地、輸出業者などを限定して、積込み前に第三者証明機関の立会い確認を指導することで、大幅な改善が図られる。 ②インターネットオークションに、車検証が備わっていなかったり、車台番号のない自動車が出品されていることがある。 (＊)	①関税法基本通達67-1-20 ②古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省 警察庁	①道路運送車両法の改正により、2005年7月から中古車輸出時には輸出抹消仮登録証明書を取得するか、一時抹消中の車については輸出予定届出書を取得し、税関において輸出時にそれらを確認することとなった。 ②古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは直ちに警察官にその旨を申告しなければならないとされている。
5086	5086008	2	G12	z05001	警察庁	古物営業法第21条の3	古物営業法第21条の3では、古物競りあっせん業者は、出品された古物について、盗品等の疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければならないこととされている。	c		盗品等の流通防止については、警察庁において、都道府県警察を通じて、古物競りあっせん業者に対して、インターネット・オークションサイトの運用の改善に関する指導を実施しているところであり、また、大手の古物競りあっせん業者においては、出品物の監視を行うなど、自主的な取組みが推進されているところである。よって、現状においては、御提案の行政処分等を設けなければならない特段の事情は認められないが、今後、状況に応じて、インターネット・オークションサイトにおける盗品等の流通防止のための検討を継続的に実施していきたいと考える。		損害保険労働組合連合会	8	B	盗難自動車の不正輸出防止策の強化②	盗難自動車の海外不正流出防止に繋げるため、③インターネットオークションにおける盗難自動車の流通阻止などの対策を講じて頂きたい。	これらの盗難防止対策を施すことにより、自動車盗難件数が減少すれば社会的損失の低減に大きく寄与することになる。また、盗難防止対策が進めば、暴力団等国内の犯罪集団のみならず、海外のテロ組織とのつながりも懸念される国際犯罪組織への資金源を絶つことが可能となり、日本ひいては世界の治安全体にいい影響を及ぼすと考えられる。	重大な社会問題となっている自動車盗難に関し、社会的な損失の低減や犯罪組織の資金源の根絶といった観点から、盗難自動車の流通段階での様々なプロセスにおける多面的なチェック強化が重要である。具体的には、①中古車の通関時における、輸出抹消仮登録証明書または輸出予定届出書の厳密な確認を行う ②不正輸出を防御するため、輸出貨物積み込み時に、公認検数検定機関による厳正な現物確認・施封を実施する ③罰則の制度化など、インターネットオークションで盗難自動車を流通させないような仕組みを構築する ことをお願いしたい。	①道路運送車両法第15条の2 ②関税法基本通達67-1-20(輸出貨物コンテナー扱い) ③古物営業法第21条の3	内閣府国際組織犯罪等対策推進本部 財務省関税局監視課、業務課 国土交通省 警察庁	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5002	5002001			z05002	警察庁、法務省、外務省	出入国管理及び難民認定法	制度の所管は法務省及び外務省である。	c		現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。 提案に係る制度は、当庁の所管するものではないが、政府内での議論を踏まえ、治安その他の国民生活に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する所要の措置が講じられない限り、御提案を認めることは妥当ではないと考える。		シグマグループ（株式会社シグマテック,株式会社シグマフェリーズ）	1	A	日系4世への日系3世と同等の在留資格の付与	現在日系1世、2世、 3世までを限定として定住者資格、ならびに就労の自由が与えられているが、4世についても3世と同等の地位を付与することを求める。	日本在住及び、新たに入国する日系4世に対し、日本語学校(日本語研修センター)での日本語教育の機会を与え、日本の労働力強化に寄与する為に、民間企業による健全な受け入れが可能となる環境を整備する。	日系4世は、出入国管理及び難民認定法第7条、第一項の2の別表第2で、日系3世と同等の資格が付与されていないが、日本在住の一部の4世等(未成年時で3世の親との帯同での入国)には実質的認められてはいる模様だが、不公平である。従い、すべての日系4世に対し日系3世と同等の地位を付与することを強く求める。	入管法	法務省・外務省	在日の日系4世については、3世の両親に帯同して来日しているが、帰国時期が両親の判断による場合がほとんどであり、すでに就労可能な年齢に達して来ているにもかかわらず、定住者資格及び就労の自由が明確に明記されていない。又、日本語教育についてもその年齢層によっては、生活に支障をきたすレベルであり、日本での健全な生活を営むこと自体が、問題となっている。
5006	5006001			z05003	警察庁	道路交通法第22条第1項、道路交通法施行令第11条	道路標識等により最高速度が指定されていない場合、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあっては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあっては30キロメートル毎時とされている。	c		平成17年中の交通事故の発生状況から、自動車等の危険認知速度が60キロメートル毎時を超える交通事故の死亡事故率が10．7%と、60キロメートル毎時以下の死亡事故率である0．5%を大きく上回る結果が出ており、法定速度を引き上げることは交通の安全の観点から認められない。 また、原動機付自転車に限ってみても、危険認知速度が30キロメートル毎時を超える交通事故の死亡事故率が2．0%と、30キロメートル毎時以下の死亡事故率である0．7%を約3倍も上回る結果が出ており、原動機付自転車の法定速度を引き上げることについても、交通の安全の観点から認められない。		諏訪光司	1	A	一般道路の法定速度を自動車70km/h、原動機付自転車40km/hへ緩和する。	道路交通法施行令、第十一条を「・・・・道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあってはセ十キロメートル毎時、原動機付自転車にあってはロ十キロメートル毎時とする」に改正する。		特に北海道などの地域では広大な平野に人家連担のない見通しの良い直線道路が多くあり、大抵は速度規制標識が無く法定速度の60km/hですが、制限速度を60km/h以上に引き上げても交通危険性が増大しにくいと思われる道路が多いので、そのような道路は法定速度以上の速度規制標識を立てて緩和すべきですが、実際には交通警察は標識を新たに設置するための予算要求をしなくてはならないことや、ドライバーの緩和要望に対する現行の法定速度60km/hを盾にした見直し作業の怠慢で現状では進んでいません。よって、自動車の法定速度を交通安全性も考慮した実現可能だと思われる70km/h程度に改正し、速度規制標識を必要とすることなく緩和させるべきです。60km/h以下の制限が必要な道路は今まで通り速度規制標識で制限すれば良いわけです。	「要望理由の続き」原動機付自転車の40km/hへの緩和についての必要性は、現状の市街地内の一般道路の多くは50ないし40km/h規制であるため、原動機付自転車と自動車との速度差が小さくなり、交通の円滑性、安全性が高まる事です。	警察庁	
5006	5006002			z05004	警察庁	道路交通法第22条第1項、道路交通法施行令第11条	道路標識等により最高速度が指定されていない場合、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあっては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあっては30キロメートル毎時とされている。	c		一車線道路について、その交通量、道路環境、沿道環境等は様々であり、全国一律に法定速度を30キロメートル毎時とすることは適当でない。 なお、生活道路等であっても最高速度規制の必要があるところについては、既に標識により規制が行われている。		諏訪光司	2	A	住宅地、市街地内の一車線道路の30km/h制限の法定化。	道路交通法施行令、第十一条に　　「自動車、原動機付自転車共、一車線道路（センターラインの無い道路）を通行する場合の最高速度を三十キロメートル毎時とする」というような条文を追加し、改正する。	日本の市街地と郊外の境界がはっきりしない国土環境ではその基準で法定速度を変えることは無理なので、一車線（センターラインの無い）道路には30km/h程度の低い法定速度を新設規定し、二車線以上の道路には今までの法定速度を規定するという形の方策を採ればよいと考えます。そうすれば、狙いとする、速度規制標識の設置できない細かい住宅地、生活道路はまず一車線であるので、間違いなく法的に規制対象にできるわけです。実際の運用面でもドライバーには、「一車線（センターラインの無い）道路は法定速度30km/hで、二車線以上で速度規制標識の無い道路は今までの法定速度」という風に明確に認識出来るわけです。また、山村部などでセンターラインの無い1．5車線的な道路が40km/h規制の道路もありますが、自動車については規制標識速度の方が優先されるため、法定速度の30km/hに下げて走らなければならないことも起こりません。	世界の国々の多く（特に欧米諸国）は、市街地を通行する際の道路の法定速度を定めています。ところが、日本の場合はその規定が全く無いゆえ、速度規制標識を立てて速度制限されている市街地内幹線道路は問題ないものの、住宅地や市街地内にある細かい多くの一車線生活道路まではいちいち速度規制標識を立てる事が出来ないので、法定速度60km/hが合法化されてしまっているという矛盾が昔から生じ続けています。現実は、多くの良心的ドライバーは交通安全の事を考え、法定速度まで出すような事はしません。しかし、合法化されている以上、交通警察はこのような住宅地、市街地内一車線道路を暴走する一部のドライバーを事実上取り締まる事が出来ないわけです。これは交通安全にとって大きなマイナスで、ぜひとも解消すべき問題です。		警察庁	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5038	5038001			z05005	警察庁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第1条及び第1条の2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会	風営法では、設備を設けて客にダンスをさせる営業を都道府県公安委員会の許可を必要とする風俗営業としているが、客にダンスを教授するための営業でダンスを教授する者(政令で定める下記(1)又は(2)に該当する者に限る。)が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせるものについては、風俗営業の許可を要しないこととしている。 (1) 社団法人全日本ダンス協会連合会又は財団法人日本ボールルーム連盟(以下「特定講習団体」という。)が、ダンス教授に関して行う講習で、ダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして、国家公安委員会が指定する講習を修了した者 (2) 特定講習団体が(1)の講習の課程を修了した者と同等の能力を有する者として国家公安委員会規則で定めるところにより国家公安委員会に推薦した者	c		特定講習団体については、ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に判断することができる人的、物的及び財政的基盤を有する全国的規模の団体であって、かつ、当該判断が単に利潤追求のために安易になされることがないよう公益性の高い団体であることを必要最小限の要件としており、現在のところ、現行の二団体以外にこの要件を満たす団体はないものと考えている。		ダンススクール協同組合連合会	1	A	国家公安委員会の指定する「特定講習団体」の規制緩和	特定講習団体の指定要件を規制緩和して、公的認可を受けている団体にもダンス教授資格試験の実施を認め、風俗営業法の適用除外となるダンス教授所をもっと広く認定できるようにして欲しい。		①ダンスの技能及び知識に関して一定の水準以上にあることを適正かつ公正に判断するための要件としては、特定講習団体が必ずしも全国的規模の団体である必要はなく、人的、物的、財政的にも適正なダンス教授資格試験を実施でき、受験会場について受験者の便宜を図ることができる規模の団体であれば良いと思われる。②ダンス教授所を経営する者で組織され、各県知事又は経済産業省各経済産業局から認可を受けている団体から構成される連合会は、自主規制によりダンス教授所を認定することができる団体として、風俗営業法適用除外の法的趣旨に合致している。③ダンス教授所を主体とする公的認可団体でありながら風俗営業法の適用除外となるダンス教授所を自ら認定できないことは、社会的、一般的に不合理、不平等である。④公益法人でなくても、各地域での健康増進運動、社交ダンスの普及 活動等地域や地方の文化・経済の発展に貢献しており、公益性を有しているといえる。以上の理由から特定講習団体の指定要件を規制緩和して、公的認可を受けている団体にもダンス教授資格試験の実施を認め、風俗営業法の適用除外となるダンス教授所をもっと広く認定できるようにして頂きたい。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号 政令第1条、第1条の2 規則第1条の2	国家公安委員会　警察庁	第139回国会衆議院地方行政委員会議事録第1号警察庁生活安全局長泉幸伸政府委員答弁
5039	5039001			z05006	警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第20条、第21条及び第22条、永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理平成18年3月31日)、地方自治法第10条	制度の所管は、総務省、法務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省である。	b		現在、国内に滞在する外国人については、集住地域において、若者等による犯罪が多発しており、日系人を中心に、地域社会の間で軋轢、摩擦が生じているなど、生活者としての問題が生じていることから、生活上の問題が生じている外国人に関する必要な対策について、政府で検討を行っているところである。 平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状にあり、本提案についても、政府内での議論を踏まえ、外国人の的確な在留管理が行われるよう、治安対策の観点を含めて検討する必要がある。		外国人集住都市会議　座長　四日市市長　井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更に当たっては、①外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、②国税及び地方税の滞納がないこと、③学齢期の子どもがある場合その子どもが就学していること、④在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	【規制の現状】在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、①素行が善良であること及び②独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めたときに限り、これを許可することができる。なお、①素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 【要望理由】日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。しかし、国内に合法的に在留していながら、その賃金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしているかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもの就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これも十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくないうえ、地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局・自治税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局	
5039	5039003			z05007	警察庁、法務省、外務省	なし	ブラジル連邦共和国との間に「犯罪人引渡条約」及び「代理処罰制度」について現在まで規定はされていない。	b	条約上の手当てを必要とするもの	ブラジル政府に対し、犯罪人引渡条約の締結を目指し、同時に、個別事件の訴追を実現することを目的とした日・ブラジル政府間協議の場を立ち上げることを提案済み。今後早期に協議を立ち上げられるよう、引き続きブラジル側との調整を行う。		外国人集住都市会議　座長　四日市市長　井上哲夫	3	A	ブラジル連邦共和国との犯罪人引渡し条約の締結及び代理処罰制度の確立	日本国内で罪を犯し、ブラジル連邦共和国へ逃亡した容疑者に対し、「犯罪人引渡し条約」の締結による引渡しや司法共助による代理処罰など、日本国政府として厳正な対処を講じること。		現在、日本とブラジル連邦共和国の間には、「犯罪人引渡し条約」がなく、日本国内で罪を犯したブラジル人が帰国してしまうと日本の司法による処罰ができない。また、代理処罰制度も確立していないためブラジル連邦共和国司法当局による処罰もなされていない。そのため、交通事故や殺人事件の容疑者が身柄拘束前に帰国してしまい刑事罰の適用を免れている。こうした事態は日本人住民と外国人住民の良好な関係の構築を妨げるものであり、また外国人への偏見を助長しかねない。外国人と共に暮らす安全で安心な地域社会の実現のために条約の締結や代理処罰制度の確立が不可欠である。	刑法第1条	警察庁長官官房国際部・刑事局・警備局、法務省刑事局、外務省中南米局	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5049	5049003			z05008	警察庁、法務省	刑法（明治40年法律第45号）第185条～第187条	いわゆるカジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、新たな立法措置が必要である。なお、本年6月16日、自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を策定・公表している。	c		カジノについては、刑法の賭博罪との関係から、その実施に当たっては、競馬法、モーターボート競走法のような特別の立法措置が必要である。 警察庁としては、カジノ実施に伴い、暴力団や外国人犯罪組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響、地域の風俗環境の悪化等が懸念されることから、自由民主党政務調査会観光特別委員会カジノ・エンターテイメント検討小委員会が「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を策定する過程において、これらの治安上の観点から、必要な意見を申し述べたところである。		東京都	3	A	カジノ実現に必要な法整備	・カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと。 ・その際に、地域の実情に即したカジノ運営を可能にするしくみとするなど、地方自治体の意向を十分踏まえるよう留意すること。	カジノ開設	・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大いに期待できる。 ・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており実施することができない。	刑法第185条～187条 （賭博および富くじに関する罪）	内閣府 法務省 国土交通省 経済産業省	
5051	5051001			z05009	警察庁、外務省	出入国管理及び難民認定法第6条第1項	制度の所管は外務省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		長崎県	1	A	一定の条件を満たす中国人に対する数年有効マルチビザの発給	所得や海外渡航実績等、一定の条件を満たす中国人全てに対して数年有効のマルチビザ発給を認めてもらいたい。		現在、中国人に対する数年有効のマルチビザの発給については、株式市場上場企業等の管理職等にAPECビジネス数次査証が発給されているところであるが、発給実績が少ない状況にある。 今後、不法滞在を発生させることなく中国人訪日観光客の増加を図るためには、所得、海外渡航実績などの一定の条件を付して、それを満たす中国人すべてに対して数年有効のマルチビザ発給を認め、この者については、個人での訪日観光も可能とすることが必要であるため。	出入国管理及び難民認定法第6条第1項	外務省	
5056	5056001			z05010	警察庁、財務省	道路交通法第128条、道路交通法施行令第52条、道路交通法施行規則第42条、会計法、日本銀行法等	交通反則金のクレジットカードによる決済は行われていない。	c		公金納付は会計法等に基づいて行われており、本件について当庁が代表して回答する立場にない。 なお、反則金を納付しない理由としては、取締りに納得できず、正式裁判を望む者やことさらに制裁を逃れようとする者が多いと考えられ、インターネットによるクレジットカード納付制度の導入により納付率が向上するとは想定されず、合理化効果は疑問である。		クレジットカード普及連絡会	1	A	交通違反に係る反則金（罰金は除く）のクレジットカード決済の導入の件	○交通違反の反則金の納付について、インターネットを活用したクレジットカード決済を導入することで、警察における反則金回収業務を効率化し、警察力の更なる有効活用を図る。	①違反者データの即時反映システムの構築 ②インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済 ③反則者に代わりクレジットカード会社が反則金を国に納付（第三者納付）	■①に関する理由 ○当連絡会において、現場ヘヒアリングを行ったところ、現在、現場で取り締まりした違反者データは、警察庁の基礎データに反映されるまで約10日間を要しており、その間、仮納付がなされた場合の照合作業や金額相違等のエラー処理に支障が出ているとの話があった。このような状況を放置することは、余計な事務負荷やコストを発生させることになり、限られた警察力の非効率化につながるものと考える。違反者データが即時に警察庁の基礎データに反映させるシステムを早期に対応いただくことをご検討いただきたい。 ■②③に関する理由 ○平成18年6月1日に施行された道路交通法の改正において、違法駐車対策として、使用者責任の明確化、違法駐車の取り締まりの民間委託がなされた。この改正は、警察において、大量の違反者を取り締まるだけの体力がさけず、不出頭者の補足が十分にできないことから逃げ得という不公平を招き、違法駐車の抑止ができないという状況を改善するために取られた対策である。 ○今回要望している「インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済」については、警察事務を合理化させるだけでなく、従来事務に当てられていた警察力を違反者の取り締まり強化につながるものと考える。 ○特に、違法駐車の取締りを民間委託したことにより、取り締まれる違反者が急増し、警察事務が急速に増加するものと考える。インターネットを活用した反則金のクレジットカード決済を導入し、支払いしやすい環境を整備することで、警察事務の合理化が図られ、警察力が維持される。 ○また、インターネットを活用した納付については、国が方針として掲げている、電子政府化にそう対応であり、実施に向けた検討すら対応いただけないことは、国の方針にそうものではないと考える。 ○なお、前回の規制改革要望において、ご指摘いただいた事項について、対応案についてその他特記事項にご提示させていただくので、具体的な検討を共同で進められるようご検討いただきたい。	道路交通法	・警察庁 財務省 ・	①反則金を支払うか、裁判を受けるかは本人の意思が介在することが必要 インターネットによる反則金のクレジットカード決済については、自らがクレジットカード番号、有効期限等を入力し、反則金の納付手続きを行なうため、十分に本人の意思が介在しているものと思われ、交通違反反則金制度の主旨に沿うものであると考えます。 ②違反者の便宜を図るために公費を使用するのは適当ではない違反者の便宜を図るという点のみを捉えれば「指摘の通りと思われますが、今回のご提案理由にも記載しました通り、一人の違反者に対する警察事務を合理化することで、警察力全体を取り締まり強化に有効活用できるという観点から捉えれば、国民の治安を守ることにもつながり、公費の使用は適当かと考えます。 ③クレジットカード決済の導入がコスト増・事務負荷増につながる 導入に際しては、イニシャルコストが発生し、一時的にはコスト増につながるものと思われるが、今やクレジットカードは、民間や公金分野の決済場面に広く導入され、事務効率化に役立てられている。従って、違反金へのクレジットカード決済導入にあたっても、様々な点において詳細の検討が必要となると思われるが、最終的には警察事務の合理化につながる仕組みを構築できるものと考えている。まずは、共同で検討を進めていくことを検討いただきたい。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057023	1-1		z05011	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し①－1	①－1再研修・再技能実習の**制度化** 研修・実習期間が終了し一定しレベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、①1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、②「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、③受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、④技能実習修了後の就労は認められていない。
5057	5057023	1-2		z05012	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第142号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し①－2	①－2技能実習期間の延長 研修・実習期間が終了し一定しレベル以上の技能を身につけた研修・技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけ、出身国の技術レベル向上に貢献することができるようにするため、再研修・再技能実習の制度化もしくは技能実習期間の延長を図るべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、①1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、②「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、③受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、④技能実習修了後の就労は認められていない。
5057	5057023	2		z05013	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第143号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し②	②研修期間の短縮 技能実習を前提として来日する場合、来日前に一定レベルの技能や日本語能力を身につけていれば、研修期間を短縮し、技能実習期間を長くする(例えば研修半年、実務研修2年半)など、制度に柔軟性を持たせるべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、①1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、②「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、③受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、④技能実習修了後の就労は認められていない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057023	3		z05014	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第144号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し③	③受入企業・技能実習生双方のニーズに基づく在留資格の変更 研修・技能実習生の中には、研修・技能実習で得た技能を出身国において活かすのみならず、将来的にわが国経済社会の発展にも貢献したいと希望する者もいる。一方、受入企業側にも、技能伝承の担い手として研修・技能実習生の引き続きの滞在を希望するところが少なくない。そこで、わが国の産業競争力や国民生活、地域経済の維持・強化に必要な分野で、特に高度な技能等を修得した研修・技能実習生については、専門的・技術的分野の人材としてわが国において就労を認めることにつき、検討を進めるべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、①1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、②「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、③受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、④技能実習修了後の就労は認められていない。
5057	5057023	4		z05015	警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第145号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し④	④受け入れ枠の拡大 一定の要件(企業単独型での受け入れ、過去数年にわたり不正行為等なく適正な運営を行っている企業の受入れなど)のもと、受入れ人数枠を緩和・拡大すべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、①1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、②「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、③受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、④技能実習修了後の就労は認められていない。
5057	5057023	5		z05016	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令、在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号)、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第146号)、技能実習制度の基本的枠組	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		(社)日本経済団体連合会	23	A	外国人研修・技能実習制度の見直し⑤	⑤技能実習対象職種の見直し・拡大 技能実習の対象職種は、現在、その大半が製造業に係る職種であるが、サービス業を含め開発途上国等に高いニーズがあり、わが国において優れた知見・技術が蓄積されている分野等(例えばチェーン展開されている各種サービス事業等)について、必要に応じて公的評価制度のあり方を見直し、対象職種を拡大すべきである。		グローバル化の急速な進展と、技術や業務運営の革新・複雑化に伴い、より多くの外国人がより高度な技能を身につけるために長期間、わが国国内で実務研修を行う必要性が生じている。研修から技能実習への移行申請者が4万人を超える(2005年)など、外国人研修・技能実習制度がわが国および開発途上国において欠かせない制度となった今、同制度を適正かつ円滑に推進し、一層充実させていくためには、運用の適正化とともに、制度自体の見直しもあわせて行う必要がある。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 在留資格「研修」に係る基準省令に関する法務省告示(平成2年8月17日法務省告示第246号) 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月5日法務省告示第141号) 技能実習制度の基本的枠組	法務省入国管理局 厚生労働省職業能力開発局 ほか	現行の研修・技能実習制度は、①1年間の「研修(非実務研修及び実務研修)」(生活実費として研修手当を支給)と2年間の「技能実習」(労働の対価として賃金を支給)の最長3年間で構成され、②「技能実習」の対象職種は、技能検定等の対象となる62職種114作業に限定されている。また、③受け入れ人数は当該受け入れ企業の常勤従業員数の5%以内(中小企業特例あり)となっており、④技能実習修了後の就労は認められていない。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A／民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5057	5057090			z05017	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省	・ テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ・ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の2 ・ 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成17年2月9日付け健発第0209001号厚生労働省健康	・ 旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。 ・ 氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の提示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないにすることを目的として措置したものであり、テロから国民の安全を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いことから、これを廃止することは困難である。		（社）日本経済団体連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し【新規】	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		当該措置の趣旨は十分に理解できるが、その目的は、旅館・ホテルが外国人宿泊者に旅券の呈示を求め、宿泊者名簿記載事項の内容と照合することで十分達成し得る。この運用を見直すことにより、外国人宿泊者及び旅館・ホテル双方の負担の軽減を図り、外国人宿泊者のより円滑な受入れを推進すべきである。現に、旅券のコピーをとる際に、外国人宿泊者が規認できない場所（事務室等のバックヤード）で旅券を一時的に預らざるを得ない場合があり、外国人宿泊者から不安や不信が表明されるといった事態が生じていることに留意されたい。また、外国人団体ツアー客の場合、旅行会社を通じて事前あるいはチェックイン時に国籍及び旅券番号を記載したツアー客リストが提供されるため、旅券の呈示のみにて国籍・旅券番号を確認できる。にも拘らず、個々人について旅券のコピーをとらなければならないため、長時間待たせ、クレームが発生する事態も少なからず生じている。 運用の改善により外国人旅行者に対する接遇が向上すれば、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとする観光立国の推進に資するものと考える。	テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定） 旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成17年2月9日厚生労働省健康局長通達） 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について（平成17年2月9日厚生労働省健康局生活衛生課長通達）	厚生労働省健康局生活衛生課	「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定）」に基づき、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊客の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長通達により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。
5057	5057139			z05018	全省庁	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場合を除き第三者に譲渡・継承することを禁ずる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであり、既に譲渡対象者の範囲を信託会社及び特定目的会社にまで、譲渡債権の範囲をすべての債権にまで拡大している。		（社）日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール（①譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、②事前承認手続を大幅に簡素化する、③債権譲渡に対する取扱いを統一する）を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一的な取扱うべきである。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。 しかしながら、依然として省庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
5057	5057159			z05019	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の使用の本拠の位置との距離が、2キロメートルを超えない場所に、当該自動車の保管場所を確保しなければならないこととされている。	c		自動車を保有する者は、当該自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えない場所に、自動車の保管場所を確保しなければならないこととされているが、これは、 ○ 都市部における駐車場確保の困難性 ○ 社会通念上、確保した保管場所に当該自動車が保管されることが十分に期待できる距離 等を勘案して定められたものであり、道路交通の危険及び円滑な道路交通の支障の防止を図る観点から、御提案の趣旨におこたえすることはできない。		（社）日本経済団体連合会	159	A	レンタカー事業における「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件緩和【新規】	レンタカー事業に供する車両に限り、「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件を現行の2kmから15kmへ緩和すべきである。		レンタカー事業においては、空港前、駅前などの立地に店舗を設置する必要がある。しかし、そういった立地は有効的利用が強く求められる土地であり、事業展開する際の足かせとなっている。レンタカー事業用車の保管場所を15km（車による移動時間で約30分程度の距離を想定）以内に緩和すれば、駅前等の土地の有効的利用が図ることが可能となるうえ、コストダウン相当分を利用者に還元できる。特に、都心部等においては、2km規制がネックとなり、必要な店舗またはレンタカー事業用車の台数確保ができず、利用者の利便性を大きく損ねている。	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条	警察庁	「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令」1条の「保管場所の要件」における、「使用の本拠」と「保管場所」の距離要件は、現行2kmとなっている。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5057	5057161			z05020	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項	同一保管場所における車両代替に係る自動車保管場所証明申請書の提出を受けた場合においても、現地調査を実施し所要の処理を行った後、概ね5日を超えない期間内に自動車保管場所証明書を交付している。	c		同一保管場所における代替車両の申請を受けた場合においても、申請に係る保管場所に保管場所の証明申請の際には存在しなかった物が設置されていたり、保管場所の形状が変更されていたりして、実際に保管することが可能か否か疑問を生ずる事例も散見されているので、適正な保管場所の確保を図るため、少なくとも申請の機会を捉えて現地調査を実施することが必要であり、現地調査を省略することはできない。 なお、平成16年8月、自動車の所有者等の利便向上を図る観点から、自動車保管場所証明事務に係る処理日数の短縮のための通達を発出し、現地調査体制の拡充等処理日数の短縮方策について、都道府県警察を指導しているところである。		（社）日本経済団体連合会	161	A	同サイズ以下の代替車両における自動車保管場所証明書の交付の迅速化【新規】	新規取得の場合と異なり、同一保管場所における車両代替の場合、全長、全幅、全高などが旧所有車と同等もしくはそれ以下であることを要件とし、これが満たされれば保管場所が確保されていることが明確であることから、現地調査を省略し、自動車保管場所証明書の交付期間を短縮すべきである。		自動車登録申請手続のワンストップサービス化により、行政手続の迅速化が図られる中、保管場所証明の処理日数の短縮化は必須の要件であり、保管場所が確保されていることが明らかである代替車両についてまで現地調査を実施した場合、ワンストップサービスのメリットを十分享受できない。	自動車の保管場所の確保に関する法律および同施行令（交付期間を具体的に規定はしていない。各警察署の慣習による）	警察庁都市交通対策課	自動車保管場所証明書の申請から交付までは、その全数につき現地調査を実施しているため、3日～5日ほど必要としている。
5057	5057162			z05021	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第3条	警察署長は、自動車保管場所証明申請書及び保管場所標章交付申請書の提出を受けた場合において自動車保管場所証明書を交付したときは、又は自動車保管場所届出書を受理したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされている。	c		御提案の代理交付の内容が不明であるが、自動車の保管場所証明に関する事務については、道路交通の安全と円滑を確保するため、警察がその車についてどこに保管場所を確保されているか確認し、標章を発行するという一連の事務を一元的に行う必要がある。		（社）日本経済団体連合会	162	B	自動車保管場所標章の代理交付	自動車販売会社が自動車保管場所標章を代理交付できるよう認めるべきである。		2005年12月26日より自動車の保有手続手続のワンストップサービス（OSS）の運用が開始され、自動車登録に必要な車庫証明申請については、既に一部の都道府県で電子化が行われ、順次、全国展開される予定となっている。こうした電子化に伴う利用者利便のさらなる向上を図る観点から、自動車保管場所標章の代理交付が認められれば、申請者あるいは申請代理者が直接所轄警察署に出向く手間が省けることは無論のこと、ひいてはユーザーの経費削減につながることが期待できる。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条	警察庁都市交通対策課	自動車には、国家公安委員会規則に基づき、自動車保管場所標章を表示（後部ガラスに貼付）しなければならない。この自動車保管場所標章については、自動車保管場所申請の申請者あるいは申請代理者である自動車販売業者等が直接所轄警察署に出頭し、受領することとされている。
5057	5057193			z05022	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	制度の所管は、法務省及び厚生労働省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		（社）日本経済団体連合会	193	A	外国人の介護分野での在留資格の整備	当面、介護業務に関する専門性を有するとされている介護福祉士については、介護事業者等からの要望を踏まえて新たな在留資格を設け、わが国における外国人の介護分野での就労を認めるべきである。同時に、わが国の高校卒業と同等程度の中等教育を修了した外国人で一定の日本語能力を有する者については、「留学」等の在留資格においてわが国に2年間滞在し、厚生労働大臣の指定した養成施設において介護福祉士として必要な知識および技能を修得することを認め、介護福祉士の資格取得後、新たな在留資格に変更することを可能とすべきである。 将来的には、介護福祉士試験の受験による国家資格を取得するための準備活動の一環として、一定の日本語能力を有する者がホームヘルパー等の公的資格を取得してわが国で就労することを認めるとともに、これらの資格取得を支援すべく、わが国の訪問介護員養成研修事業者等が日本語教育ならびに日本と同様の課程を実施する分校を海外で設置できる制度を設けることを検討すべきである。		介護は、少子・高齢化が進む中、将来的に労働力不足が深刻化すると予想される分野であり、わが国の介護サービスの維持・充実の観点から、諸外国から優秀な人材を受け入れることが重要である。右記の日比大筋合意は、とりわけこれまで専門的・技術的分野とみなされていなかった介護分野での外国人の就労の途が開かれた点で、その第一歩として評価できるが、わが国の介護サービスの維持・充実の観点からも、経済連携協定交渉において合意した場合に限らず、同分野での外国人受け入れの一層の促進に取り組むべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令 社会福祉士及び介護福祉士法 介護保険法	法務省出入国管理局 厚生労働省	日比経済連携協定（2004年11月大筋合意）に係る基本的枠組みの下で、一定の要件を満たすフィリピン人の介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として就労することを認める（滞在期間の上限4年）とともに、国家試験を受験後、国家資格取得者は介護福祉士として引き続き就労が認められることとなった。同時に、日本語の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組も設けられることとなったが、具体的な受入れ人数については、両国政府間で最終合意に達しておらず、与えられる在留資格も「特定活動」と暫定的な対応となっている。 また、他の外国人については、たとえ介護福祉士の国家資格等を取得しても、介護分野での就労を目的とした入国は認められていないが、現行、日本・インドネシア経済連携協定交渉（政府目標では、2006年夏頃までに交渉の主要点について実質的な妥結を目指す）においても、インドネシア側から看護・介護等に係る人材の受入れなどについて要望が出されている。

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5057	5057194			z05023	内閣官房、警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	制度の所管は、法務省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		（社）日本経済団体連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する（あるいは活躍が期待されている）「高度人材」の受入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。	専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間（3年又は1年）終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身分の安定性が大いに高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づく在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るために検討すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省入国管理局	出入国管理及び難民認定法では、現在、一度の許可で与えられる在留期間は、「外交」、「公用」及び「永住者」を除き最長3年となっている。 『第三次出入国管理基本計画』（2005年3月29日策定）では、専門的・技術的分野の外国人の中でも「高度人材」をより積極的に受け入れる姿勢を示し、「経済、文化等様々な面で我が国に貢献している高度人材に対しては、1回の許可でより長期間の在留期間を決定することとし、安定的に我が国で活動しやすい方策を構築する必要性が指摘されている」として、「在留期間を伸長しても不法就労等の問題を発生させない仕組みを確立することを前提に、高度人材の在留期間の伸長を図っていく。また、併せて高度人材に含まれない専門的、技術的分野の在留資格に係る在留期間の伸長についても検討していく」としている。 また、2006年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）においても、高度人材の移入に資する在留期間の見直しについて、「（中略）高度な人材については、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置を講じた上で、（＊）在留期間の上限を5年程度に引き上げる措置を講ずることについて検討し、（2006年度中に）結論を得る」とされたところである。
5057	5057195			z05024	警察庁、法務省、厚生労働省	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	制度の所管は、法務省である。	c		平成17年中の来日外国人犯罪の検挙件数が過去最多を更新するなど、来日外国人犯罪をめぐる情勢は厳しさを増している。 滞在資格を悪用して不法滞在・不法就労する者や研修制度等を悪用して安価な労働力を確保するために外国人を不法に就労させる者が存在し、これが温床となって来日外国人による犯罪が多発する現状において、治安、出入国管理その他日本社会に与える様々な影響について十分な考慮がなされ、これに対する措置が講じられない限り、提案を実施することは妥当ではないと考える。		（社）日本経済団体連合会	195	A	専門的・技術的分野の外国人労働者の範囲の見直し	現状、専門的・技術的分野に該当するとは評価されない分野の外国人労働者の受入れについて、政府は、徒に結論を先送りすることのないよう、期限を明確にした上で可及的速やかに検討を進めるべきである。 当面、例えば「技能」の在留資格で認められる活動として、入管法別表第1の2に定められている「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」をより柔軟に解釈して基準省令を見直し、わが国の産業競争力、地域経済、ならびに国民生活の維持・強化の観点から必要な外国人受け入れを推進すべきである。具体的には、①高校卒業若しくはこれと同等程度の中等教育を修了していること、②一定以上の実務経験等を有すること（例えば、海外の日系企業等で4年以上や研修・技能実習で3年修了など）、③一定以上の日本語能力及び技能評価を受けていること（例えば、技能検定若しくは厚生労働大臣が認定する企業の社内検定など）を条件とし、「技能」の在留資格の下で日本国内での就労を認めるべきである。 同時に、「企業内転勤」の在留資格についても、上記見直しに合せて、現在認められている「技術」又は「人文知識・国際業務」に加え、（＊）	（＊）「技能」の在留資格に該当する活動も適用されるよう検討すべきである。	わが国では労働人口減少や2007年問題の顕在化を受け、一部の製造業、サービス業などの現場において、熟練技術・技能労働者不足が深刻化している。このため、現在は専門的・技術的とみなされていない分野についても、質の高い技術・技能を有する外国人材を受け入れるよう、その範囲の見直しを検討することが喫緊の課題である。とりわけ、わが国産業の国際競争力の源泉である生産現場に不可欠な技術・技能、知識・ノウハウを有する人材や、豊かな国民生活や地域経済を維持するとで不可欠な人材などをより積極的に受け入れる必要性が高まっている。 こうした中、日本・インドネシア経済連携協定交渉においては、インドネシア側より、看護・介護や旅行・ホテル業に係る人材の受入れ、さらには、わが国が実施する外国人研修・技能実習制度の見直しについて要望が出されている。 よって、わが国としては、研修・技能実習受入れ対象職種を拡大するとともに、現行の外国人研修・技能実習制度の期間の見直しや研修・技能実習修了後の就労の許可、さらには、ODA活用による送り出し国での日本語教育など人材育成面の経済協力について、積極的に対応すべきである。	出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令	法務省出入国管理局	現在、就労を目的とする在留資格として出入国管理及び難民認定法（入管法）上、「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「技能」等の14資格（「外交」、「公用」を除く）が定められており、その具体的な要件は、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の基準を定める省令にて規定されている。 『第三次出入国管理基本計画』（2005年3月29日策定）では、「専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的分野と評価できるものについては、経済、社会の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく」と指摘するとともに、「現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく」としている。
5059	5059001			z05025	警察庁	道路交通法第22条第1項 道路交通法施行令第27条第1項	高速自動車国道においては、大型貨物自動車の法定最高速度は80km／hである。	c		大型貨物自動車に係る交通死亡事故の発生実態は、 ○　速度超過を原因とする割合が高いこと ○　危険認知速度の大半が80km／h以上であること ○　死亡事故率が普通乗用車等に比べて高いことなど、従前と比較して傾向は何ら変わらない。 また、本年上半期の高速自動車国道等における死亡事故の発生件数は、昨年と比べ増加しており、依然、高水準で推移している状況から、現在、大型貨物自動車の法定最高速度を80km／hとしていることを変更することはできない。		（社）全日本トラック協会	1	A	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制の緩和	高速自動車国道における最高速度は、大型トラックと牽引装置により牽引状態にある車両のみが80km/hに抑えられており、同一の走行車線に速度の異なる車両が混在して走行することは、車両の安全走行を妨げるばかりか、事故を誘発する一因にもなりかねない。他の交通と合わせ、高速道路の円滑な走行を確保する観点から、高速道路における大型貨物自動車の最高速度規制を現行の80km/hから100km/hに引き上げるなど見直しをお願いしたい。	道路交通法施行令第27条の2第1項	警察庁	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5059	5059002			z05026	警察庁、国土交通省	道路交通法第４条	道路交通法第４条において、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置して、車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができることとされており、また、当該交通規制は、対象を限定して行うことができることとされている。	d		特定の自動車の種類に係る通行禁止や車両通行区分等に関する規制は、当該種類の自動車が道路を通行することにより発生する騒音・振動等の交通公害や危険性等を防止することを目的として行われているものである。 したがって、これまで実施してきた交通規制は、今回の道路交通法の改正による運転免許制度の変更を直接の契機として変更されるものではないが、都道府県公安委員会が、上記の目的を達成するため、個々具体的な道路状況等に応じて交通規制を実施するものであり、現行制度においても、ご提案のあった車両総重量１１トン以上の車両を対象とする交通規制を個々具体的な道路状況等に応じて実施することは可能である。 （※　有料道路の通行料金区分に関する要望は、国土交通省において対応）		（社）全日本トラック協会	2	A	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直し	「中型運転免許」創設に伴う各種規制の見直しについて	道路交通法改正により、貨物自動車に係る運転免許制度は、「大型免許」を車両総重　量１１トン以上とし、同じく６５トンから１１トンを「中型免許」として創設されましたが、運転免許制度の基準と同様にその他の規制及び有料道路の通行料金区分等について、「大型」は車両総重量１１トン以上とするよう見直しをされたい。	国土交通省　道路運送車両法６１条、同法施行規則第１１条－第１号様式、道路運送車両の保安基準第８条・第１８条の２・第４１条・第４４条・第４８条の２、貨物自動車運送事業輸送安全規則第８条・第９条、道路整備特別措置法第２条の４、警察庁・国土交通省　道路標識、区画線及び道路標識に関する命令第２条（別表１－３０５・３０５の２・３２７の２）、第９条（別表５－１０９の４）	国土交通省警察庁	
5066	5066004			z05027	全省庁	なし	当庁との契約の際に取り交わされる契約書の条項には、当該契約によって発生する権利等を一部の場合を除き第三者に譲渡・継承することを禁じる債権譲渡禁止特約が盛り込まれているところ。	d		当庁においても、国の他の機関と同様、逐次債権譲渡禁止特約の部分的解除を実施しているところであり、既に譲渡対象者の範囲を信託会社、特定目的会社まで、譲渡債権の範囲を全ての債権まで拡大している。		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特定目的会社等）を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	
5066	5066011			z05028	警察庁、総務省、財務省、国土交通省	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動　車重　量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、書面での申請を行う場合は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要があるが、現在、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の６都府県において、新車の新規登録を対象に、オンラインによる手続を可能としている。	a,b,d		自動車保有関係手続（検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等）のワンストップサービス化については、平成17年12月から、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の４都府県、さらに、平成18年４月からは、埼玉県、静岡県の２県において、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、ワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録（型式指定車）を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。 当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配意したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、今後は、申請自体もまとめて行うための機能についても検討を行うこととしている。		社団法人リース事業協会	11	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化について	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続（検査・登録～国、車庫証明・納税～地方、自賠責保険確認～国）等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼動とされ、その他の手続きは平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車を所有する者の手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化・統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係わる申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その経減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続きを行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができれば、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付事務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、円滑化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例　等	国土交通省、財務省、総務省、警察庁 地方自治体	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5078	5078001			z05029	警察庁	道路交通法第8条、第2項、第17条、第62条 道路交通法施行令第6条	・ 車両等の通行区分については、道路交通法第17条において、「車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない」と規定されており、道路運送車両の保安基準を満たす車両については、車道を通行することができるとされている。 ・ 車両は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分については、警察署長がやむを得ない理由があると認めて許可をした場合を除き、通行してはならないこととされている。	d		御提案の車椅子同乗介助者補助車両については、道路交通法上の自動車に該当するものと解され、当該車両が道路運送車両の保安基準に適合するものであれば、道路交通法上、当該車両が車道を通行することに関して、特段制限を設けていない。 また、道路交通法施行令第6条に該当し、道路交通法第8条第2項で規定される「政令で定めるやむを得ない理由」として認められた場合、警察署長の許可を受けることによって通行を禁止されている道路を通行することが可能となる。		株式会社ワイズギア	1	A	道路交通法における車椅子同乗介助者補助車両の基準策定と条件付走行許可の緩和	現在の道路交通法施行規則の総則第1条には(原動機を用いる歩行補助車等の基準)として下記の内容が定められている。一車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。4長さ百二十センチメートル、D幅七十センチメートル、ハ高さ百九センチメートル となっている。この規定は乗員が操縦する補助車両として規定されているものであり、今後、車椅子を同乗させ介助者が運転をする車両では、この大きさの基準内に収まることができない為、車椅子同乗型介助者補助車両の設定基準を新たに設けて頂きたい。また、設定基準の見直しに伴い、道路交通法施行令の第六条の(通行を禁止されている道路における通行の許可)において届け出を出すことにより、区域、時間等により走行が可能とすることを定めることとする。		今後、高齢化社会の進む中において高齢者が高齢者を介助するという社会になってくると推測する。そのような社会環境の変化の中で、高齢者の外出機会を創出する為には、高齢者を補助する車両の普及はもちろんであるが、介助者としての高齢者を補助する機器の拡大が非常に重要になってくる。現状の施行規則では、車椅子を同乗させることができる機器の大きさを満足することはできず、最低でも車椅子利用者が車椅子にて同乗するスペースと操縦者が同乗するスペースを検討すると、長さ二百センチメートル、幅百二十センチメートルは必要になってくる。また、道路交通法施行令第六条の緩和により高齢者の補助車両等を使用した場合の行動範囲は格段に拡大すると考える。パリアフリー推進要綱の中にあるように年齢や障害の有無等に係わらず、すべての人が「安全で快適な社会生活をおくれる。」ようハード、ソフトの取組みが重要とされている。道路交通法施行規則に新基準を設定すること、道路交通法施行令の緩和によりに実現できるものとなる。	道路交通法施行規則　総則第一条 道路交通法施行令第六条	警察庁	・商品リリース ・道路交通法施行規則 →総則第一条抜粋 ・道路交通法施行令 →第六条抜粋
5083	5083001			z05030	警察庁、財務省	未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	c		未成年者喫煙禁止法においては、煙草等を販売する者は、年齢確認その他の必要な措置を講じることとされているところ、未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売に当たって、販売事業者が顧客に対面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じることが必要である。こうしたことから、警察庁としては、たばこ小売販売に係る関係業界に対して、関係省庁と連携して、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、自主的な取組みを要請するなどしている。 今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	1	A	未成年者喫煙防止のためICカード式タバコ自販機に指紋認証機能付加を義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしているが、これは年齢確認身分証明と写真で担保されたICカードの導入である。しかしオカードは転売されたり、なりすまし・代理購入等が可能で、未成年者が、自販機でタバコを買う可能性は十分にあり、また偽造や転売など新たな犯罪を誘発する可能性がある。ICカードと自販機に指紋識別機能を付加することにより、未成年の自販機によるタバコ購入をほぼ完全に防止する。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、タバコ自販機による未成年者のアクセス防止(電子ロックによる購入阻止)がほぼ完全にできることが期待される。 ICカードの導入だけでは、未成年者の転売買や未成年者間の強要購入などで、新たな犯罪やネット購入が誘発され、未成年者が巻き込まれる間ルートが出来るであろうことが懸念・憂慮される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとのことで、指紋識別機能の付加も同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	ICカード導入＝成人識別機能とタバコ業界と財務省は表現しているが、これは間違いで、年齢確認身分証明と写真を予め郵送で申し込んで作成し二重には登録できないICカード導入に過ぎず、自販機でこれを用いてタバコを購入する人が成人かどうかまでは確認できない。指紋認証機能も付加すれば、登録した成人本人しか自販機にアクセス出来ないことになり、未成年者の自販機によるタバコ購入を完全にロックできることになる。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれ程多くはかからない。 なおICカードの不法転売は、ドイツで開催されているワールドカップ サッカーでも横行したことが報道され、また偽造されるケースの事例が報道されている。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条　煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす(2001.12追加) ・たばこ事業法 第31条　財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	警察庁, 財務省	
5083	5083002			z05031	警察庁、財務省	未成年者喫煙禁止法第4条	未成年者喫煙禁止法第4条では「煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス」と規定されている。	c		未成年者喫煙禁止法においては、煙草等を販売する者は、年齢確認その他の必要な措置を講じることとされているところ、未成年者による喫煙を防止するためには、たばこの販売に当たって、販売事業者が顧客に対面し、未成年である疑いがある場合には年齢確認の措置を確実に講じることが必要である。 こうしたことから、警察庁としては、たばこ小売販売に係る関係業界に対して、関係省庁と連携して、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、自主的な取組みを要請するなどしている。 今後も、未成年者の喫煙防止を図るため、関係業界における取組み状況等を踏まえ、未成年者がたばこを容易に入手できる環境の改善等について、関係省庁と協力して検討してまいりたい。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	2	A	未成年者喫煙防止のためICカードと指紋認証によるタバコの店頭販売を義務づける	未成年者喫煙禁止法第四条(煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす)のために、タバコ製造・販売業界は、2008年に成人識別機能付タバコ自販機を導入するとしていて、成人識別のためにICカードを導入するとしているが、店頭においても、未成年者のタバコ購入をシャットアウトするために、ICカードと指紋認証識別による販売を義務づける。	未成年者喫煙禁止法第4条の年齢確認、及びたばこ事業法第31条の担保がほぼ完全に出来ることにより、未成年者のタバコ購入をほぼ完全に防止できることが期待される。 本年7月にタバコ価格が引き上げられたが、一部銘柄では増税を越える上乗せの価格引き上げがあり、その理由の一つとして、この自販機導入費用に充てるとのことで、店頭におけるICカードと指紋識別機能による購入システムも同様の値上げによりまかなうことが可能であるし、未成年者のアクセス防止(購入のシャットアウト)のためにこのシステムの導入は、喫煙者及び世論の賛同は十分に得られる。	未成年者の7～8割は自販機でタバコを購入しているとされているが(厚生労働省の研究班の調査結果)、2～3割は店頭(コンビニやタバコ店など)で購入している実態がある。コンビニ等では、未成年者と思われる場合には、身分証明などの提示要請を行っているが、周知が必ずしもされていないし、未成年と推測される場合も強要等により販売しているケースが報告され、報道もされている実態がある。 これを防止するためには、店頭におけるタバコ販売においても、ICカードと指紋認証機能による販売を義務づける必要がある。この指紋認証は既に実用化されていて、ICカード発行にあわせて義務化・制度化すれば、経費はそれ程多くはかからない。	・たばこ規制枠組条約(第16条他) ・未成年者喫煙禁止法 第四条　煙草又は器具を販売する者は満二十年に至らざる者の喫煙の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす(2001.12追加) ・たばこ事業法 第31条　財務大臣は、小売販売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第22条第1項の許可を取り消し、又は1月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 9. 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)第5条の規定に違反して処罰されたとき。 10. 法人であつて、その代表者のうちに第1号、第6号又は前号に該当する者があるとき。	警察庁, 財務省	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別（規制改革A/民間開放B）	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他（特記事項）
5083	5083004			z05032	全省庁	なし	なし	e		警察庁には、審議会を設置できない。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開（傍聴可能）とすべき	例えば厚生労働省の審議会（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など）は公開（傍聴可能）で，事前にホームページで広報させている。 しかし，例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会，税制調査会など）は，財務省のホームページの週間予定には掲載されているが，非公開となっている。これら審議会等は，公開（傍聴可能）とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより，審議の透明性が高まり，かつ国民も情報を速やかに知ることにより，早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日（1～2週間後）そのホームページで公開され，1～数カ月後には議事録が公開されているようであるが，国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり，会後，審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが，あわせて公開（傍聴可能）を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって，国民の知る権利を保証し，合意形成を進めるためには，これは不可欠な制度である。		全省庁	
5086	5086004			z05033	警察庁	自動車安全運転センター法（以下「センター法」という。）第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の交付方法については、センター法第29条第1項第5号に基づき、「書面」を「交付」することとされている。	c		「規制改革推進3カ年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について調査・検討することとされたことを踏まえ、自動車安全運転センターにおいて、損保業界、関係行政機関等からなる調査検討委員会を設け検討を行った結果、「電子交付」については、現時点において損害保険会社等からのニーズは皆無であり、今後、ニーズの高まり等の動向を見据えながらその必要性を検討していくこととされ、損保業界等からニーズが高かった「電子申請」を「電子交付」に先行させて行うこととした。 「電子交付」については、交付を受ける損害保険会社等においてもシステムを整備する必要があるところ、現在のシステムの整備状況及び損害保険会社からのニーズを踏まえれば、御提案の内容を実現することはできない。		損害保険労働組合連合会	4	B	交通事故証明書の交付の電子発行	交通事故証明書を電子的に発行、ないしは記載内容を電子的に確認できるよう、検討を進めて頂きたい。	損害保険業の事故処理現場においては、交通事故証明書の取り付けに時間がかかることによって、迅速な保険金の支払いに悪影響を与えているケースがある。発行を電子化することによって、保険会社ならびに安全運転センターの業務が効率化されるとともに、顧客サービスの向上に繋がる。	交通事故証明書の取得については、書面による申請・交付とされており、その一連の手続に相当の事務ロードがかかり、非効率な実態にある。ついては、行政手続の電子化を一層進め、交通事故証明書の電子的発行を可能にする、ないしは記載内容を電子的に確認し得るよう、検討を進めて頂きたい。	自動車安全運転センター法	警察庁	
5086	5086009			z05034	警察庁	自動車安全運転センター法（以下「センター法」という。）第29条第1項第5号、自動車安全運転センター法施行規則第10条	交通事故証明書の記載事項は、センター法第29条第1項第5号及びセンター法施行規則第10条に基づき、事故発生日時、場所、交通事故の当事者の住所及び氏名、事故類型その他当該交通事故に関する事実を証するため必要と認められる事項とされている。	c		個別の事故における飲酒事実の有無等の事故原因や過失については、最終的には裁判を通じその事実が証明されるものである。 それに対し、交通事故証明書は、左記のとおり、事故発生日時等といった交通事故に関する事実を証するために発行されるものであり、交通事故の原因等を明らかにするためのものではないことから、御提案にある「飲酒の事実」について記載することはできない。		損害保険労働組合連合会	9	B	事故発生時の飲酒事実調査の強化、ならびに、飲酒の事実の交通事故証明書への記載	飲酒運転による交通事故防止の観点から、夜間発生事故等での飲酒事実調査を一層強化するとともに、不正・不当請求を排除する観点から、飲酒の事実を事故証明書に記載して頂きたい。	飲酒運転に対する大きな牽制効果が働き、ひいては、死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がる。 また、飲酒の事実の交通事故証明書の記載によって、不当・不正な保険金の受け取りといった保険犯罪の防止に繋がるとともに、飲酒運転に対する抑制効果が高まるものと考える。	飲酒運転事故は、政府・警察等の積極的な防止策（広報や取り締まりの強化）の実施により着実に減少しているが、依然として死亡事故を含めた重大な交通事故を引き起こすなど社会問題化している実態にある。交通事故発生時における飲酒事実の調査・確認は法的に規定されていないものの、特に夜間発生事故に際して調査を強化することは、飲酒運転への大きな牽制効果が働くほか、結果として死亡事故を含めた交通事故の減少に繋がるものと考えられる。また、個人情報保護法の施行の影響などによって、保険会社による飲酒の事実調査が困難になる局面が生じている。飲酒の事実を偽って車両保険金を受け取るなどの保険犯罪を防止し、飲酒運転の抑制効果を高めるためにも、飲酒の事実の交通事故証明書への記載を検討していただきたい。	道路交通法	警察庁	